

排水設備工事について

【申請書の提出について】

- ・ 排水設備工事を行う時は工事着手前に、「排水設備等計画確認申請書」を提出すること。
- ・ 申請書には位置図(裏面)、平面図、縦断図、材料検査願、公図、要約書、その他必要書類を添付すること。
- ・ 申請書の返却(許可)を受けてから、工事の着手が可能となる。
- ・ やむを得ない理由により、申請書の提出前に着工しなければならない場合は、必ず事前に市に連絡し協議を行い、早急に申請書を提出すること。

◎ 申請書の提出前、もしくは許可前に無断で工事に着手していた場合は、香美市下水道条例施行規則第19条に基づき、指定の停止もしくは取消処分の対象となるため、注意すること。

【申請に係る添付書類について】

1. 平面図
建物と管渠等の位置関係、汚水の流下方向、本管接続部、管種、管渠延長、2階部排水から1階部分への接続等がはっきり分かるように記載すること。
2. 縦断図
管種、延長、勾配、埋設深等がわかるよう記載すること。
3. 材料検査願
使用材料の品質を証明するもの、若しくはカタログ等を添付すること。
4. 公図、要約書
申請場所の確認及び名義人の確認、受益者負担金(分担金)の納入の有無を確認するため、添付すること。
5. 建築確認済証
新築工事等の場合は、建築確認済証の写しを添付すること。
6. 取付管布設等申請書
取付管の新設工事等を行う場合は、断面図等とともに提出すること。
7. 排水設備等竣工届
工事が竣工した場合は、竣工検査日までに提出すること。
8. 下水道使用開始等届
工事が竣工し、下水道の使用開始等をする場合は、竣工検査日までに提出すること。

◎ 1.2.3.4.の書類はどのような申請の場合でも、必ず添付して提出すること。

【道路占用関係書類提出先】

- ・ 香美市道 … 香美市役所建設課
- ・ 県道・国道195号線 … 中央東土木事務所
- ※ 県道、国道については香美市から提出するため、必要書類を作成のうえ排水設備等計画確認申請書に添付して提出すること。ただし「通行制限に関する届出書」は、業者から提出すること。
- ※ いずれの場合も警察署に「道路使用許可申請書」を提出すること。

【受益者負担(分担)金】

- ・ 流域関連公共下水道地区(土佐山田町内) … 460円/m²
- ・ 特定環境保全公共下水道地区(香北町内) … 建築物1戸につき一律 130,000 円

【取付管等布設工事】

- ・ 取付管の新設、若しくは移設を行う必要がある場合は、特別の事情がある場合を除き、申請者(施主)の負担により施工を行うこと。
- ・ 取付管の新設、移設を行う場合は「取付管布設等申請書」を別途添付して提出すること。
- ・ 口径は100mm以上とする。
- ・ 施工前、施工中、施工後の写真を撮影し、検査日までに提出すること。

【施工について】

- ・ 香美市内は全域分流式であるため、誤接続が絶対に無いように注意すること。
- ・ 屋外の洗い場など、そのまま下水道管へ接続すれば、降雨等の影響により下水道管へ雨水が流入することが予想される場合は、事前に市に相談し協議を行うこと。
- ・ 使用材料については、日本産業規格(JIS)等の規格品を使用すること。規格のないものについては、形状、寸法、品質、強度等が十分なものを選定し、使用すること。
- ・ 車両等の重量物がマスの上を通過、若しくはそこに留まることが想定される場合は、鉄蓋等を使用すること。
- ・ 勾配は1/100以上とする。
- ・ 排水管の土被りは200mm以上とし、保護砂を100mm以上入れること。
- ・ 高低差を設ける必要がある場合は、原則ドロップマスを使用することとするが、現場状況によりそれが困難な場合は、事前に市職員に連絡し、相談すること。
- ・ 提出時の図面と異なる施工を行う必要がある場合は、必ず事前に市に相談し協議を行うこと。協議を行うことなく施工した場合は、施工のやり直しを命ずる、若しくは許可を取り消す場合がある。

【宅地開発に伴う下水道管の布設について】

- ・ 検査後に香美市管理の本管扱いとなる下水道管の起点にはマンホールを設けること。
- ・ 布設完了後はカメラ調査を行うこと。

【排水設備工事検査】

- ・ 施工が完了し、検査を実施する場合は、検査希望日の1週間以上前に連絡をすること。
- ・ 宅地開発に伴う下水道管の布設の検査を受ける時は、下記の資料を作成し事前に提出すること。
 1. 位置図
 2. 完成図面(平面図、断面図)
 3. 道路占用関係書類の写し
 4. 施工写真(施工前後、各工程、カメラ調査)
- ・ 受益者負担(分担)金が未納の場合は、検査は実施できない。
- ・ 検査時に、竣工図と現地が異なっている場合は、軽微な相違の場合を除き、検査を中止することがある。
- ・ 検査手数料は1件(1申請)につき一律1,000円。

※上記以外のその他事項についてはその都度、事前に香美市担当者と協議すること。

香美市環境上下水道課
TEL: 0887-53-3110
FAX: 0887-53-3051